

前 金	部 分 払
無	一 回

令和 5 年 度
北 河 維 第 1 - 1 号

準用河川新川しゅんせつ業務委託設計書

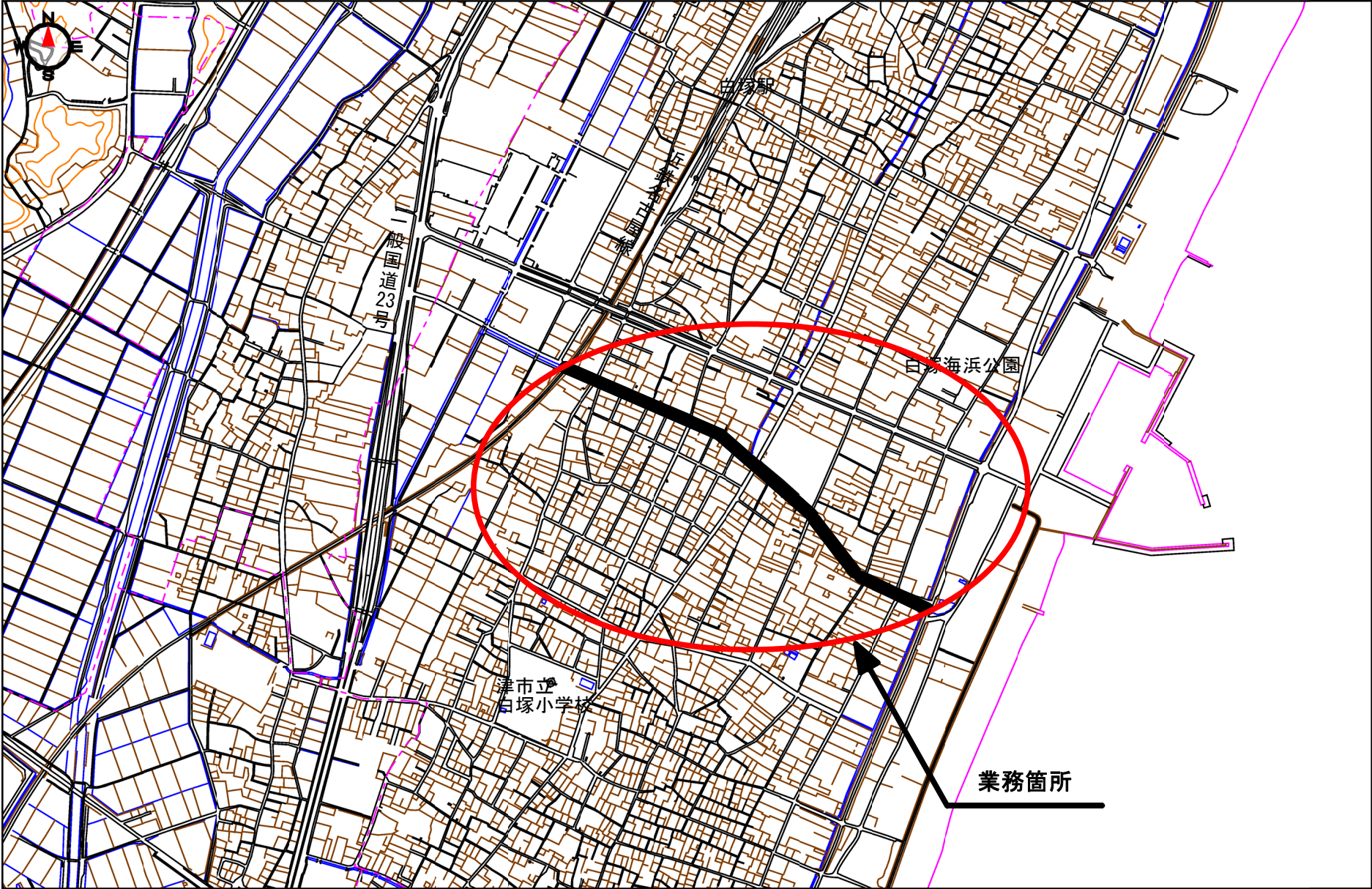
委 託 仕 様 は 特 記 以 外 は 三 重 県 公 共 工 事 共 通 仕 様 書
及 び 監 督 員 の 指 示 に よ る 。

津 市
建 設 部 津 北 工 事 事 務 所

令和5年度	北河維	第1-1号	業 務 委 託 設 計 書		
業務委託箇所	津市白塚町地内		部長		
			次長		
業務委託名	準用河川新川しゅんせつ業務委託		所長		
			担当副参事		
設計額	(うち消費税等相当額)		検算者		
			調整担当主幹		
履行期間	令和6年2月22日限り		担当主幹		
			担当副主幹		
長	一	巾	一	設計者	
業 務 の 大 要					
浚渫工			800 m		

位置図

令和5年度北河維第1-1号
準用河川新川しゅんせつ業務委託



0 600m
1:10,000

工事数量総括表

	工事名	令和5年度北河維第1-1号 準用河川新川しゅんせつ業務委託			当初		事業区分	河川維持・修繕
							工事区分	河川維持
工事区分・工種・種別・細別	規格		単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
河川維持			式		1			
清掃工			式		1			
清掃工			式		1			
浚渫			m		800			
仮設工			式		1			
交通管理工			式		1			
交通誘導警備員			式		1			
直接工事費			式		1			

工事数量総括表

	工事名	令和5年度北河維第1-1号 準用河川新川しゅんせつ業務委託			当初	事業区分	河川維持・修繕
		工事区分		共通仮設費			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
共通仮設費		式		1			
共通仮設費（率計上）		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税相当額		式		1			

工事数量総括表

		工事名	令和5年度北河維第1-1号 準用河川新川しゅんせつ業務委託			当初	事業区分	河川維持・修繕
							工事区分	共通仮設費
工事区分・工種・種別・細別		規格		単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
工事費計				式		1		

数量総括表

レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
河川維持					式	1	
	清掃工				式	1	
		清掃工			式	1	
			浚渫	無蓋側溝	m	800	
	仮設工				式	1	
		交通管理工			式	1	
			交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	26	

数量集計表

浚渫(1)

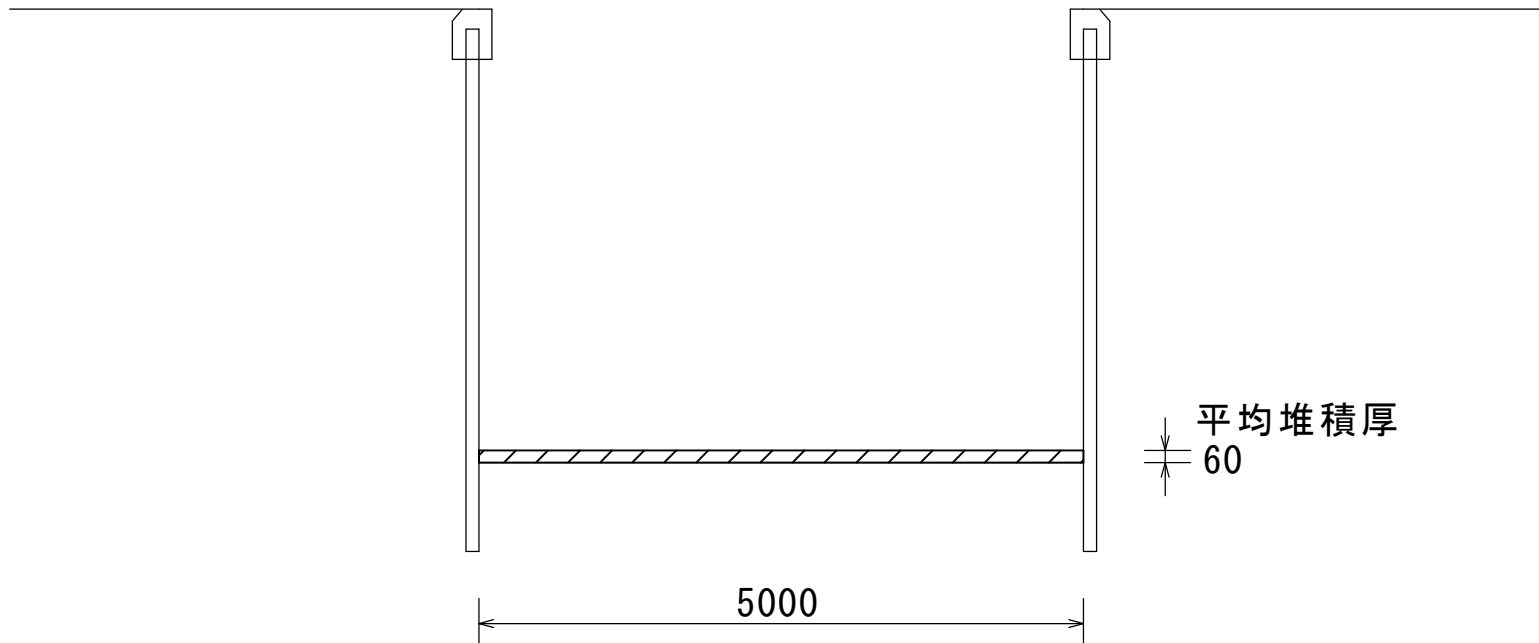
無蓋側溝

No.1

	場所	距離(m)	幅(m)	堆積厚(m)	堆積量		処分量(m3)	摘要
					断面積(m2)	立積(m3)		
新川	白塚町		5.00	0.06	0.300			
		800.0	5.00	0.06	0.300	240.00	180.00	
計		800.0				240.00	180.00	
平均泥土量		0.30						

標準横断面図

浚渫延長 L=800m



特 記 仕 様 書

(適用)

この委託業務の施工は、市監督員の指示に従い施工すること。

(写真撮影)

1. 受注者は着工前、作業中、完成の写真撮影すること。また、着工前と完成は同じ場所から施工前及び施工後の寸法が確認できるように、特に注意して撮影すること。
2. 撮影においては路線番号、清掃延長及び平均堆積厚を記載した黒板等を入れること。ただし、黒板等の判読が困難となる場合は、写真情報に必要事項を記入して整理すること。
3. 工事写真は、原則としてカラー撮影とし、明確なものとする。
4. 撮影頻度については各路線番号の清掃延長40mにつき1ヶ所撮影すること。ただし、清掃延長40m以下の路線については1路線につき2ヶ所撮影すること。

(連絡)

作業中に異変があれば、市監督員に報告すること。

(施工方法)

1. 作業者は、道路標識令の規定による標識を立て、交通誘導警備員を配置して危険防止及び歩行者、車両の通行などの安全対策には充分注意を図り事故等の無き様にする。
2. 作業中は、作業員の過失または、不注意により生じた損害及び施工に関連して、既設構造物、その他対外的に及ぼす損害の補償はすべて受注者の負担とする。
暗渠等に入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な処置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を準備すること。
3. 浚渫数量は、図面に示す浚渫計画のほかに過掘りがあってもその部分は、出来高数量とは認めない。
4. 強力吸引車のタンク内の水は絶対に污水管へ流さないこととする。
5. 浚渫作業時に混入した草、葉、木くずなどについては、処分場へ搬入する前に可能な限り除去し、当日中に監督員へ収集依頼の連絡を行うこと。
6. 浚渫汚泥は、三重県津市森町字上大谷2352-1、2353 仙人掌株式会社へ搬入するものとし、受け入れ方法については受け入れ先の諸条件を遵守すること。
7. 業務に先立ち、空き缶等の異物は除去しなければならない。なお、これにより発生する廃棄物については、適正に分別を行い作業区間内に集積し、当日中に監督員へ収集依頼の連絡を行うこと。
8. この業務は、電子マニファストを使用するため、受注者は電子マニファストに加入し、業務着手時に、「加入者番号」及び「公開確認番号」を報告すること。また、指示書により指定した業務の作業日程について、事前に監督員に報告し、電子マニファスト番号の交付を受けるとともに、作業完了時に監督員に完了を報告すること。

(地元住民及び通行人等への広報)

受注者は、業務着手前及び業務期間中を通じて必要の都度、業務内容等を地元住民及び通行人等へ周知し、協力を求めるための必要な処置を講ずること。

(作業中の安全確保)

受注者は、三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-27に準じ、必要な措置を講じなければならない。

(交通安全管理)

受注者は、三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-33に準じ、必要な措置を講じなければならない。また、交通誘導警備員の配置は交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者(交通誘導警備員Aでも可)を1人以上配置すること。なお、3年以上の実務経験履歴については書面で提出すること。

- (工 程)
1. 実施時期については、市監督員と協議すること。
(その他)

受注者は、業務担当責任者（業務に従事する者で、当該業務に関し、主として指揮及び監督を行う者）を定め、書面にて提出すること。
(産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け)

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・ 140ポイント以上の大きさの文字

4. 9cm以上 \updownarrow 産業廃棄物収集運搬車

3. 2cm以上 \updownarrow 氏名又は名称 許可業者の氏名又は名称(許可証記載のとおり)

3. 2cm以上 \updownarrow 許可番号 第〇〇〇〇〇〇号

統一許可番号(下6桁)
・ 90ポイント以上の大きさの文字

- (1) JIS Z 8305で規定されている大きさ
1 ϕ 幅≒0. 3514mm
(2) JIS Z 8305で規定された大きさを
1mm単位で四捨五入した数値です。

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・ 140ポイント以上の大きさの文字

4. 9cm以上 \updownarrow 産業廃棄物収集運搬車

3. 2cm以上 \updownarrow 氏名又は名称 許可業者の氏名又は名称(許可証記載のとおり)

- (1) JIS Z 8305で規定されている大きさ
1 ϕ 幅≒0. 3514mm
(2) JIS Z 8305で規定された大きさを
1mm単位で四捨五入した数値です。

表示方法に関する注意事項

- ・ 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・ 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・ 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
<p>暴力団等の不当介入の排除等</p>	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。))は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力を要するものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づき指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
<p>配慮依頼事項</p>	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
<p>津市公契約条例</p>	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることにし、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記の内容について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
----------------	---